

# 時局日誌（六十六）

V

H

生

## 二月二十一日

中支軍發表 軍は二月十七日、十八日  
の兩日にわたり沙市東南方揚子江畔にお  
いて第六戰區の敵四個師を完全に包囲し  
これを殲滅せり。

## 二月二十二日

肥料空吠最高販賣價格指定（農林省告示  
第六二號）網莫大小製品最高販賣價格指  
定（商工省告示第一一九號）公布

大本營發表 帝國陸海軍部隊は佛國政府  
の諒解の下に二月二十一日廣州灣佛國租  
借地に進駐せり。

南支軍發表 南支軍新銃部隊は帝國海  
軍部隊並に飛行部隊と密接なる協力のも  
とに去る二月十六日未明雷州半島東海岸  
に奇襲上陸を敢行し同日十時卅分要衝雷  
州縣城を攻略し次で廣州灣地區周邊に蟠  
蟄動せる重慶軍に對し果敢なる攻擊を  
加へ十九日十七時その據點遂溪を完全に  
占領し引續き廣州灣佛國租借地當局と極  
めて友好裡に現地協定を遂げたる上二月  
廿一日十四時陸海共同して同地に進駐せ  
り。

去る十六日わが精銳〇〇部隊の奇襲敵  
前上陸により完全占領された百里洲の敵  
に與へた打撃は想像以上に甚大であり、  
二十日現在までの百里洲における綜合戰  
果左の如し。

大本營發表 帝國海軍航空部隊は二月  
二十一日長驅ニュー・ヘブライ諸島エ  
スピリツ・サント島の在泊艦艇及び軍事  
施設に夜間攻撃を加へ敵駆逐艦一隻を轟  
沈一隻に大火災を生ぜしめ陸上施設にも  
損害を與へたり、我が方被害なし。

## 二月二十四日

賣價格指定（農林省告示第六四號）事務

遺棄死體一千百六十、俘虜二百、重機  
六、輕機十一、小銃三百、擲彈筒八、  
地雷六百五十、手榴彈一千五百、船艇

五百

## 二月二十三日

大本營發表

帝國海軍航空部隊は二月

二十一日長驅ニュー・ヘブライ諸島エ

スピリツ・サント島の在泊艦艇及び軍事  
施設に夜間攻撃を加へ敵駆逐艦一隻を轟

沈一隻に大火災を生ぜしめ陸上施設にも  
損害を與へたり、我が方被害なし。

拂立机及事務用廻轉椅子販賣價格指定昭和十六年三月第二〇三號外同四月告示第

十萬四千トンを擊沈した」

二月二十六日

三一六號同七月告示第六三六號同十一月

臨時製鹽等管理令 勅令第九三號)甘藷

告示第一〇五五號同十一月告示第一一一

生切干及冷凍乾燥馬鈴薯最高販賣價格指

二號昭和十七年一月告示第六號同二月告

定(農林省告示第六九號)ステーブルフ

示第一七三號同三月告示第二五五號同四

アイバー及ステーブルファイバー絲販賣

月告示第四四一號同四月告示第四七二號

價格指定昭和十五年一月告示第一四號中

同五月告示第五五八號同五月告示第五七

改正(商工省告示第一二八號)ステーブ

九號同九月告示第九四六號中改正(商工

ルファイバー莫大小製品、綿莫大小製品

省告示第一二四號)公布

及人絹莫大小製品最高販賣價格指定昭和

獨軍司令部は二十四日北阿チニジア

十六年六月告示第五三四號中改正(商工

戰線における最近八日間の獨伊楓軸軍の

省告示第一二九號)針金絲統最高販賣價

格收めた戰果を左の如く發表した。

俘虜四千十六名(内米兵三千名英兵千

高販賣價格指定(昭和十七年五月告示第

十六名(鹵獲または擊破した戰車二百

五六〇號中改正(商工省告示第一三一號)

五十三臺、偵察用戰車六臺、裝甲車百

十七臺砲百十八門、飛行機十五機その他。

二月二十七日

獨軍司令部は特別公報をもつて「獨潛

艦機具最高販賣價格指定昭和十七年五月

告示第二八〇號中改正(農林省告示第七

〇號)桶及樽等最高販賣價格指定(商工

團を攻撃、頑強な抵抗を排除して十七隻

省告示第一三三號)公布

海軍省公表 昭和十七年二月爪哇攻略

作戦に際し陸軍部隊の乗船せる船團を上

陸點爪哇島東部地區に護衛するに當り、

屢々來襲せる敵海空兵力を擊破し、特に

二月二十七日午後蘭英米濱聯合艦隊を

「スラバヤ」沖に發見反覆猛攻し、巡洋艦

「デ・ロイテル」「ジヤバ」「エクゼタ」

その他驅逐艦、潛水艦等を擊沈、他を通

走せしめたるスラバヤ方面〇〇護衛部隊

に對し聯合艦隊司令官より感狀を授與せ

られ、右の旨上間に達せられたり。

二月二十八日

物品稅法中改正(法律第一號)遊興飲食

稅法中改正(法律第二號)入場稅法中改

正法律(第三號)物品稅法施行規則中改

正(勅令第九五號)遊興飲食稅法施行規

則中改正)勅令第九六號)入場稅法施行

規則中改正(勅令第九七號)公布

政府は今議會において法案の成立を見

た間接稅增徵のうち、物品稅、遊興飲食稅ならびに入場稅の三稅につきいよ／＼

年月一日より引上げを実施することとなり右三税の改正法律、施行期日について勅令および施行規則改正勅令を以づれも二十八日附官報號外を以て公布した。

任海軍司政長官  
埼玉縣内政部長 工藤鈴太郎  
岐阜縣内政部長 高橋 靜男  
陸軍少將 次本 元雄

任陸軍司政長官(各通)  
獨潛水艦が昨今大西洋、地中海に驚異的な戰果を擧げつゝある。即ち一九四一年十一月は二三一、八七〇トン、同十二月は二五七、二〇〇トン、一九四二年一月は四〇〇、六〇〇トンであり、同二月は五〇五、〇〇〇トン、同十一月は一〇三五、〇〇〇トン、同十二月は六三四、八〇〇トン、一九四三年一月は五二二、〇〇〇トン、同二月は五三四、三〇〇トンである。

兵役法中改正(法律第四號)共通法中改正(法律第五號)郵便年金法中改正(法律第六號)嗜好飲料及滋養飲料最高販賣價格指定(農林省告示第七三號)賣藥部外品最高販賣價格指定(農林省告示第七四號)清酒粕味淋粕及合成酒粕最高販賣價格指定(農林省告示第七七號)燐寸用小函及其ノ素地販賣價格指定(商工省告示第一三八號)マツチ最高販賣價格指定昭和十七年七月四月告示第三五一號中改正(商工省告示第一三九號)化粧品販賣價格指定昭和十五年八月告示第四四二號中改正(商工省告示第一四三號)洋紙販賣價格指定昭和十五年十月告示第五九〇號中改正(商工省告示第一四六號)携行電灯用乾電池販賣價格指定外四件中改正(商工省告示第一四一號)靴塗料類販賣價格指定中改正(商工省告示第一五〇號)双眼鏡及隻眼鏡附屬品販賣價格指定中改正(商工省告示第一五二號)洋樂器類販賣價格指定中改正(商工省告示第一五四號)和

紙販賣價格指定中改正(商工省告示第一五五號)洋樂器用附屬品販賣價格指定中改正(商工省告示第五一五九號)齒磨最高販賣價格指定中改正(商工省告示第六四號)ミシン最高販賣價格指定等中改正(商工省告示第一七一號)廢法瓶最高販賣價格指定(商工省告示第一七二號)冷藏器最高販賣價格指定(商工省告示第一七三號)陶磁器製タイル最高販賣價格指定(商工省告示第一七六號)

任陸軍中將、補名古屋師團長  
補砲兵監 陸軍中將 重田 徳松  
陸軍々醫中將醫學博士 神林 浩  
補陸軍省醫務局長

わが陸軍航空部隊は在印米英空軍の據點を適時攻撃、敵機四十五機擊墜破したほか、ビルマ領に來襲した敵機を地上火器により十四機を擊墜、二月中において合計五十九機の敵機を擊墜破した、これにより昨年十二月以来三箇月間に於いて

在印支米英空軍二百三十五機を擊墜破し  
たほか、カルカツタ、チツタゴン、フエ  
ンニー、テンスキヤなど敵要衝を攻撃し  
て燃料庫、ドツク、船舶、彈藥庫、飛行  
場、兵舎、倉庫など多數の重要軍事施設  
に大損害を與へた。

本年一月中におけるわが支那派遣軍の

総合戦果は左の通り。

交戦回數一千九百七十五回、交戦敵兵

力廿九萬四千、敵遺棄死體一萬九千八  
百九、捕虜七千六百七十七、鹹獲品步  
兵砲三、同彈六十九、迫撃砲六十、同  
彈一千四百四十四、重機十六、同彈二萬、  
輕機八十五、同彈一萬七千、小銃六千  
七百四十三、同彈廿六萬六千、拳銃一  
千二百八十六、同彈六千、手榴彈一萬  
七千五百、自動小銃五十八、洋砲三千  
百九十八、地雷二百九十九、馬匹三百  
七十七、その他多數。

英國官憲は最近暴動の被害を隠し切れ  
ずその一部を發表した。即ち

警官、軍隊の發砲事件五三八件、民衆  
死者九四〇名、同負傷者一六三〇名、  
逮捕者六〇二二九名（内有罪宣告二  
六、〇〇〇名）警官死者四九名、軍隊死  
者一四名、警官傷者一、三六三名、軍隊  
傷者七〇名、警察署被害四九四、鐵道  
驛被害三一八件、電信局被害三〇九件、  
鐵道線路被害一〇三件。

わが陸軍航空部隊は在印支米英空軍の據

點を適時攻撃、敵機四十五機を擊墜破し  
たほかビルマ領に來襲した敵機を地上火  
器により十四機を擊墜、二月中において  
合計五十九機の敵機を擊墜破した。これ

により昨年十二月以来三ヶ月間において  
在印支米英空軍二百三十五機を擊墜破し  
たほかカルカツタ、チツタゴン、フエ  
ンニー、テンスキヤなど敵要衝を攻撃して  
燃料庫、船渠、船舶、彈藥庫、飛行場、  
兵舎、倉庫など多數の重要軍事施設に大

損害を與へた。

二十八日前後二回にわたり猛爆を敢行

して蘓池口（石首西方四十キロ）周邊の  
長江上に聚集せる敵舟艇群に對し徹底的  
打撃を與へたわが陸軍の精銳は一日も絶  
好の爆撃日和に恵まれ、長驅同方面に殺  
到、前日に引續き連續爆撃を決行、殘存  
敵舟艇群を悉く破碎炎上せしめ全機悉々  
歸還した。この兩日にわたる連續爆撃に  
より敵敗殘兵の舟艇による長江南岸脱走  
企圖はことごとく晝餅に歸した。

アメリカ側報道によればアメリカ戰時  
情報局は二十八日アメリカ參戰以來約十  
五ヶ月間におけるアメリカ陸軍の損害數  
につき左記のごとく公表した。

開戦より二月十五日までの累計に戦死  
三、七八一名、戰傷六、六八九名、行方  
不明二五、四二三名、捕虜六、六四一名  
中立國抑留八九名、合計四二、六二三  
名。

三月二日

中學校規程（文部省令第二號）高等女學  
校規程（文部省令第三號）實業學校規則

(文部省令第四號) 公布

三月三日

戰爭死亡傷害保險法(法律第七號)臨時  
軍事費豫算(追加額二七〇〇、〇〇〇、〇  
〇〇圓)鐵道車輛機器關係部分品最高販  
賣價格指定(商工省告示第一八八號)公布  
中支軍發表 二月十四日今次作戰開始  
以來三月一日までに判明せる綜合戰果左  
のごとし。敵遺棄死體約七千六百五十、  
俘虜約一萬八千五百、主要國獲品對戰車  
砲四、迫擊砲九十八、重輕機二百八十四、  
小銃七千五百九十、その他の兵器彈藥各  
種資材は莫大なる數に達せり。

一、第八十九軍軍部ならびに偽江蘇省政  
府潰亂(一部はわが部隊に歸順)

二、第三十三師はほとんど潰滅  
三、第百十七師主力潰滅、一部潰亂  
四、第百十二師および獨立第六旅は潰亂  
左のごとし

四散

五、中共、華中局ならびに靈卓區抗日民  
主根據地覆滅、この指揮中樞部潰亂一

#### 四散潛伏

戰果 埋葬敵死體千三百四十一、捕虜、投  
降を含む)三千八百、鹵獲品、迫擊砲

七、(同彈藥四十六)山砲一、平射砲一、  
十三ミリ高射機關砲六、重機關銃廿一

(同彈藥千六百五十)輕機五十、自動  
小銃六十七、小銃二千三百二(同彈藥

二萬九千五百十六)、洋砲七十二、手榴

彈二千四百九十九

うち國府軍の主要なる戰果左のごとし

投降約千五百、山砲一、平射砲一、高

射機關砲二、迫擊砲三(同彈藥十)重

機關銃八、輕機關銃十二、小銃五百六

十七(同彈藥一萬二千)手榴彈五百

わが方戰死三十四

一月中旬以來赤色晉察冀邊區の中核た

る河北省西部の冀西軍區に對して續極的

な掃蕩戰諸部隊の二月二十五日迄の戰果

左のごとし

遺棄死體五百四十一、捕虜百十一、鹵

獲品、迫擊砲二、洋砲四十、小銃百五

十六、彈藥四千七百七十九、拳銃四十  
八、自動小銃一、手榴彈九百三十七、  
地雷三百五十二、銃劍百七、覆滅せる

雷州半島はじめ北江その他南支戰線に  
おける今次作戰の二月二十日までの綜合  
戰果は左の通りである。

敵遺棄死體三九九、捕虜二四五、鹵獲

品輕機一二、小銃四一五、同彈藥一四、

〇五六、拳銃一三〇、同彈藥一、二八八、  
迫擊砲四、手榴彈一二八、その他兵器

軍需品多數。

獨軍當局は三日東部戰線の獨軍は、二

月中において赤軍飛行機八百五十六機を

擊破した旨發表した。右のうち七百一機

は空中戰により、百十八機は高射砲によ  
りそれへ撃墜したもので、地上爆破し  
たものは三十七機である。

合第九號) 戰爭死亡傷害保險法施行規則

(大藏省令第一〇號) 滿洲國產大豆類最

高販賣價格指定 (農林省告示第八五號)

油脂性研磨材最高販賣價格指定 (商工省

告示第一九一號) 公布

王勁哉軍の包圍殲滅を完了したわが諸

精銳は引續き殘敵を掃蕩中であるが、輕

機二、小銃五十を鹵獲、また郝穴方面の

部隊は同地一帶の肅清を續行、一日夜ま

でに捕虜三百二十、重機二、小銃三百五

十を鹵獲した。

我が〇〇討伐隊は直ちに出動、張鶴明

の一軍に猛攻を加へたが戰果左の通り。

△敵棄死體三五△捕虜六△鹵獲品、

小銃一九、同彈藥六八二、銃劍八、そ

の他多數。

山東省中部討伐戰の戰果次の如し。

△敵棄死體二七一△捕虜五〇△鹵獲

品小銃一二一△拳銃二

英海軍政務次官アルンティスフイール

ドは四日の上院において、開戰以來今日

付けられて入御あらせられた。

第一生命會長 矢野 恒太

まで英海軍が補助艦艇を含めて全部で四百十六隻の軍艦を喪失したと發表した。

その内訳は次の通りである。

主力艦五隻、航空母艦七隻

巡洋艦二十五隻、武裝商船十四隻

驅逐艦九十四隻、コルヴェット艦十四隻

潛水艦四十四隻、モニター艦一隻

スループ艦八隻

掃海艇二十二隻

トロトル船百五十六隻、ドリフター十

四隻

雷敷設艦一隻、ヨツト三隻

砲艦五隻、カツターニ三隻

三月五日

營繕用品資金特別會計法(法律第一二號)

燃料局特別會計法(法律第一六號) 交易

營團法(法律第二六號) 公布

天皇陛下には同十時表御座所に出御井上

中將以下十三提督にそれぞれ單獨拜謁仰

一、御紋附木杯壹個金壹封づ

去る一月九日以來魯北地區蔣共匪掃滅

戰を展開中の我が各部隊は各所に敵根據地を覆滅、多大の戰果をあげゝあるが四日までに判明せる合戰果左の如し。

敵遺棄死體二千二百六十五、捕虜千三百

百四、鹵獲小銃その他多數

三月六日

船員保險法中改正(法律第二七號) 師範

學校令(勅令第一〇九號) 昭和十八年度

歲入歲出總豫算並昭和十八年度各特別會

計歲入歲出豫算、昭和十八年度歲入歲出

總豫算追加額最高販賣價格指定昭和十六

年九月告示第七二三號中改正(農林省告

示第八九號) 葡萄糖最高販賣價格指定昭

和十七年四月告示第二二〇號中改正(農

林省告示第九〇號) 公布

地久節の佳節に於て皇后陛下には結核

豫防事業の上に殊の外深き御心を注がせ

給ひ左のありがたき御沙汰あらせられた

第一生命會長 矢野 恒太

一、白羽二重臺四金臺封づ

養生園副院長 緒方終次郎

同 看護婦 紅林 りん

南湖院院長 高田 賢安

同 院副長 河野モノノ

同 看護長 永井 當

恵風園療養所顧問醫師 中村春次郎

杏雲堂療養所長 永野 重葉

白十字療養所長 村尾 圭介

白十字相談所長 林 止

衆議院本會に於て左の決議を萬場一致

可決した。

大義を八絃に宣揚し米英を撃滅して世界

の新秩序を創建するは皇國の歴史的使命

なり。これがためには眞に舉國一體官民

一途國家の總力を擧げて戰力増強に集中

し以て必勝不敗の態勢を確立せざるべか

らず、須く政府は舉國の大理想のもと、

いよ／＼雄渾なる國民的氣魄と敵米英を

破壊せんばやまとざる熾烈なる士氣の昂

揚に努むるとともに自ら垂範大いに皇基  
を伸張し吏僚獨善の弊を去り、廣く人材  
を登用し、國民の創意熱情を旺にし、以  
て生産擴充の障礙たるあらゆる原因は斷  
乎これを除去して速に戰力の飛躍的増強  
を期すべし

戰果並びに我方の損害左の如し。

飛行機 百十三機擊墜

十一機擊破

潛水艦 四隻擊沈

我方の損害

驅逐艦 二隻沈没

輸送船 五隻沈没

飛行機 七機自爆及未歸還

わが陸駕戰闘機隊は五日印緬國境アキ

ヤブ上空に來襲せる敵機を邀撃、空中戰

闘により六機、地上射擊により一機合計

七機の敵機を擊墜した。この日正午過ぎ

より夕刻に至るまで約五時間、敵は六回

に亘り執拗に來襲したので第一回ハリ

ケーン六機、第二回同二機、第三回同三

機第四回同十一機、ブレンハイム六機、

第五回ハリケーン十二機、ブレンハイム

八機、第六回ハリケーン六機に及び、そ

の延機數はハリケーン三十九機、ブレン

ハイム十四機合計五十三機に達した。

八日獨軍司令部發表によればオリヨール附近において獨部隊は七日來襲せる敵戰車九十臺中實に六十六臺の多數を撃滅といふ。大戰果を収めたといふ。

トルコ第七次國民議會は八日午後二時から開會され、大統領改選が行はれたが、その結果イスメット・イノニュー氏が満場一致で再選された。

三月九日

俘虜處罰法（法律第四一號）カレー粉、胡椒粉、即席カレー、辛子粉、山葵粉、七色唐辛子、唐辛子粉、山椒粉及ペブリカ粉最高販賣價格指定（農林省告示第九八號）公布

海軍中將 牧田覺三郎

補大阪警備付司令長官

陸軍中將 村上 啓作

任總力戰研究所長

三月十日

銀行法中改正（法律第四二號）普通銀行

三月十一日

等ノ時善銀行業務又ハ信託業務ノ兼營ニ

關スル件（法律第四三號）日本證券取引

所法（法律第四四號）市街地信用組合法

（法律第四五號）農業團體法（法律第四

六號）水產業團體法（法律第四七號）食用鹽乾魚介類販賣價格指定昭和十五年八月

商工農林省告示第一三號中改正（農林省

告示第九九號）製茶最高販賣價格指定昭

和十六年十月告示第八〇九號中改正（農

林省告示第一〇〇號）内地產大豆油粕及

豆腐用脫脂大豆ノ最高販賣價格指定（農

林省告示第一〇一號）大豆油最高販賣價

格指定（農林省告示第一〇二號）公布

獨軍司令部は十日午後特別公報をもつて左の發表をした。獨潛水艦隊が吹雪荒

れ狂ぶ大西洋、灼熱の赤道直下ならびに喜望峰沖合などの各水域において、過去

五日間に反樞軸船舶廿二隻、十三萬四千

トンを擊沈したほか他の六隻に雷撃を加へた。

任總力戰研究所長

獨軍司令部は十一日正午特別公報をもつてドイツ潛水艦隊は、大西洋上において

て米國より英國に向ふ反樞軸護送船團を

藥事法（法律第四八號）軍事扶助法中改

正法律第四九號）石油專賣法（法律第五

〇號）日滿地方稅徵收事務共助法（法律

第五一號）商工經濟令法（法律第五二號）

商工組合法（法律第五三號）商工組合中

央金庫法中改正（法律第五四號）自動車

交通事業法中改正（法律第五五號）絹絲

布屑、人造絹絲布屑、ステーブルファイ

バー絲布屑及麻絲布屑等ノ購買及販賣價

格指定昭和十六年五月告示第三七九號中

改正（商工省告示第二〇五號）公布

（陸軍次官）陸軍中將 木村兵太郎

補軍事參議官兼陸軍兵器行政本部長

陸軍中將 富永 恭次

任陸軍次官、陸軍省人事局長事務取扱

被仰付

獨軍司令部は十一日正午特別公報をも

つてドイツ潛水艦隊は、大西洋上において

て米國より英國に向ふ反樞軸護送船團を

數日にわたり追跡攻撃商船十三隻、合計七萬三千トンを擊沈した旨發表したが、

獨潜水艦隊は以上の戦果を含めて二十四

時間内に反転輸商船三十六隻二十萬七千

トンを擊沈した

獨軍司令部の特別公報によれば、過去

三日間に亘る戦果は四十七隻、二十八萬

二千トンに上り、一日平均十六隻、九萬七

千トンで歐洲戦争開始以來の新記録である。

### 三月十一日

戦時刑事特別法中改正（法律第五八號）

土地工作物管理使用收用令中改正（勅令

第一二三號）更生絲織物販賣價格指定昭

和十六年五月告示第四三六號中改正（商

工省告示第二〇八號）公布

東京帝國大學第一工學部

工學博士 内田 祥三

任東京帝國大學總長

二月二十一日山東半島城頭山附近で敵の第百十三師および挺身第二縱隊を徹底

戦果をあげてゐるが、二月中の総合戦果

的に殲滅した赫々たる戦果も含まれてゐる。

一、交戦回數四百二十二、交戦敵兵力十

一萬三千五百三十、覆滅せる敵側施設

兵器工場一、被服廠

一、糧秣廠三、捕虜四千四百三十二、敵

遺棄死體七千四百六十三、鹵獲品小銃

四千九百九、輕機百五十八、重機十七

千トントンで歐洲戦争開始以來の新記録である。

一、交戦回數四百二十二、交戦敵兵力十

一萬三千五百三十、覆滅せる敵側施設

兵器工場一、被服廠

一、交戦回數四百二十二、交戦敵兵力十

一萬三千五百三十、覆滅せる敵側施設

兵器工場一、被服廠

一、交戦回數四百二十二、交戦敵兵力十

一萬三千五百三十、覆滅せる敵側施設

兵器工場一、被服廠

一、交戦回數四百二十二、交戦敵兵力十

一萬三千五百三十、覆滅せる敵側施設

兵器工場一、被服廠

は次の通り

△歸順投降廿八件三六二△交戰回數五

三△交戰敵兵力五、六九〇△遺棄死體

二七二△俘虜七一△鹵獲品小銃五三、

同彈藥八、三五九、拳銃三四、手榴彈

二二九その他被服彈藥多數

### 三月十三日

外貨債處理法（法律第六〇號）土地工作

物管理使用收用令施行規則中改正（關令

第三號）燒海苔最高販賣價格指定（農林

省告示第一〇六號）液體調味料最高販賣

價格指定（農林省告示第一〇八號）ソイ

ス類及トマト製品最高販賣價格指定（農

林省告示第一〇九號）公布

安田（穂）愛知縣警察部長死去し後任とし

て左の通發令

千葉縣部長 島田 徽

任愛知縣（警察）部長

大本營發表

一、帝國海軍航空部隊は三月八日東部二

ユーロニア方面において敵輸送船一隻

等多數

蒙疆地區周邊に蠢動する敵匪に對しわ

が軍は不斷の掃蕩討伐戦を展開、多大の

三千噸級を擊沈、他の一隻を大破せり

二、帝國海軍部隊は三月十日ソロモン群島の我航空基地に來襲せる約六十機の敵機中その十一機を地上砲火により擊墜せり、我方の損害輕微

三、帝國海軍航空部隊は三月十一日ニューギニヤ島東部の敵航空基地を攻撃し挑戦し來れる敵戦闘機十八機を擊墜せり、我方の損害自爆及び未歸還二機

四、帝國海軍部隊は三月十一日鳴神島に來襲せる約三十機の敵機中その三機を地上砲火により擊墜、他を擊退せり、我方損害輕微

米國海軍省は米軍がソロモン群島方面で輸送船卅九隻を喪失し、その内廿五隻は擊沈、四隻は大破されたものであると發表、同方面米軍船舶損失の一部を認めたと傳へられる。

情報局發表 帝國政府は本年一月九日締結の「租界還付及治外法権撤廃等に關する日本國中華民國間協定」第二條に基き帝國側委員をして中國側委員との間に在華帝國專管租界還付の實施に關する細目協議決定に當らしめ來りたる處、今後兩國委員間に完全なる意見の一一致を見本十四日南京において在華日本專管租界還付に關する細目取極及附屬諒解事項の署名調印を見たり。

わが陸戦闘機隊は十四日午後編印國境モンドウ上空において敵ハリケーン十機およびブレンハイム三機の編隊と交戦

ハリケーン四機ブレンハイム一機合計五

機を擊墜した、わが方に損害無し。

米國海軍省は三月十三日にいたり一九四二年八月八日即ち第一次ソロモン海戰

以後二月七日即ちレンネル島沖海戰にいたるまでの各海戦につき公式呼稱を發表すると共に、米國民の士氣を沮喪させな

い程度の損害を一部發表した。即ち

米海軍損害

航空母艦 二隻沈没

重巡 四隻沈没

軽巡 三隻沈没

驅逐艦 十三隻沈没

その他 十隻沈没

合計三十二隻沈没

重巡 一隻損傷

軽巡 一隻損傷

驅逐艦 三隻損傷

合計五隻損傷

未だ基地に歸還せず喪失と確認されるもの

九一

## 潜水艦 一隻

合計二隻

獨軍は再びハリコフの主人となつた。去る二月十八日ソ聯の大軍の攻撃をうけて同市からいはゆる「計畫的退却」を敢行した獨軍は、今ハリコフの街を完全に奪還した。

獨潛水艦隊は南米東岸沖において強力に護送された敵船團を攻撃、商船七隻合計四萬九千トンを擊沈、更に他の大西洋作戦水域においても商船七隻合計四萬三千トンを擊沈した。

獨軍司令部は十五日正午特別發表をもつて獨潛水艦の新戰果を公表したが今回

の發表で十四隻合計九萬二千トンが追加された結果三月に入つて以來の敵擊沈船

舶は總計實に五十萬トンに達した。  
伊軍司令部は伊潛水艦が大西洋において軍隊を満載したエムブレス・オブ・カナダ號（二、五一七トン）を擊沈した旨十五日發表した。

## 三月十五日

納稅施設法（法律第六四號）臨時利得稅法中改正（法律第六五號）酒稅法中改正

（法律第六六號）清涼飲料稅法中改正（法律第六七號）取引所稅法中改正（法律第六八號）砂糖消費稅法中改正（法律第六九號）臨時措置法中改正（法律第七〇號）

特別行爲稅法（法律第七一號）輸出物品

二對スル内國稅免除又ハ交付金交付ノ停止等ニ關スル件（法律第七二號）酒造組

合法中改正（法律第七三號）公布

伊軍當局は十五日、三月八日から十五日に至る一週間に樞軸海空軍が米英兩國に與へた損害につき左の通り發表した。

△空軍 一、空中戰によるもの百二十五機、擊墜六十七機＝北阿、七機＝地中

海、五十一機＝ドイツならびに占領地

一、伊空軍雷撃機隊はボーヌ沖において反樞軸護送船團を攻撃し大型船舶一隻

に魚雷を命中させた。

一、獨快速艦艇隊はチニニア海岸沖で英驅逐艦二隻を擊沈、他の二隻に損傷を與へた。

一、伊快速艇隊は黒海東北部水域においてソ聯快速艦艇と交戦二隻を大破せしめた。

△艦艇 一、擊沈十隻驅逐艦二隻＝地中

ニードリー來電、英印度軍司令部は

海、快速艇八隻＝英佛海峽一、損傷十

二隻、一、驅逐艦一隻、快速船二隻ならびに艦型不明二隻＝地中海、快速船七隻＝北海

△通商破壊戰 一、擊沈廿八萬七千トン

二十七萬二千トン＝獨潛水艦による、一萬五千トン＝伊空軍による、一、損傷廿六隻、十三隻＝獨潛水艦による、

九隻＝獨空軍による、四隻＝伊空軍による。

十五日次の通り發表した。

英空軍部隊は十二、十三兩日アキヤブ、

マンダレーその他のビルマ上空において三機を喪失した。

十五日午後わが陸軍部隊は印緬國境ナ

ーフ河上空において、敵二十二機と交戦

ハリケーン七機、ブレンハイム一機計八機を擊墜した。わが陸軍には損害なし。

三月十六日

疊表青表、莫産長物及間物、薄縁莫産及上敷莫産ノ蘭製品最高販賣價格指定（農

林省告示第一一二號）公布

文部次官 菊池豊三郎

特ニ親任官ノ待遇ヲ賜フ

大本營發表

一、帝國海軍航空部隊は三月十五日ボー

ト・ダーウインの敵軍事施設を攻撃、

これに多大の損害を與へ、なほ敵三十

數機と交戦、その十六機を擊墜せり、

我が方の損害未歸還一機

二、帝國海軍部隊は三月六日より同十一

日までに敵潜水艦六隻を擊沈せり、この間我が方の損害船舶二隻沈没

集を擊沈、一隻は爆雷によつて爆沈せし

めた、こゝ六箇月間の伊側の敵潜水艦狩

の結果は擊沈二十一隻、損傷十五隻に達した。

午後空路入京せり、一行の氏名左の通り

行政府長官 バー モ氏

内務長官 モンミヤ氏

財務長官 テーモン氏

ビルマ防衛軍司令官 オンサン少將

三月十七日 戰時行政特例法（法律第七五號）許可認可等臨時措置法（法律第七六號）戰時行政職權特例（勅令第一三三號）内閣顧問

臨時設置制（勅令第一三四號）行政查察規程（勅令第一三五號）人造バター最高

販賣價格指定（農林省告示第一一六號）公布

伊軍大本營發表によれば獨空軍はベンガジ附近航行中の輸送船團を襲撃して商

船二隻を擊沈、一隻を炎上せしめた、伊

海軍の敵潜水艦等も白熱化し、この日一

内閣顧問の頸觸は左の通りになる豫定で十八日附をもつて發令されるが特に親任官をもつて待遇されることとなつてゐる。

鐵鋼統制會長、日鐵社長

正三位勳一等 豊田貞次郎

理化學研究所長、產業機械統制會長

正三位勳二等子爵 大河内正敏

產業設備營團總裁

從三位勳二等 藤原銀次郎

日本銀行總裁

從三位勳四等 結城豐太郎

山下汽船會長

正六位勳三等 山下龜三郎

三菱重工業社長 郷古 漢

昭和電工、昭和工業社長 鈴木 忠治

獨軍事當局筋の統計によると過去三箇月間においてソ聯は戦死傷および俘虜を合して百五十萬の兵員を喪失した、その内譯は大體次の通りである。

### 三月二十日

布靴最高販賣價格指定昭和十六年九月

告示第八六九號中改正（商工省告示第二三五號）公布

陸軍省發表

陸軍中將 松井太久郎

ラドガ湖地區およびウォルホフ戰線二

十五萬、ウエリキニ・ルキ、スヒニチ、

ロストフ南方、ミウス線など十萬以上

なほ右の數字によると昨年十一月二十日以來ソ聯軍は戦車一萬二千臺を喪失

した。

### 三月十九日

恩給法中改正（法律第七八號）府縣制中

改正（法律第七九號）市制中改正（法律第八〇號）町村制中改正（法律第八一號）

北海道令法中改正（法律第八二號）各廳

職員優遇令（勅令第一三七號）各廳職員

優遇令施行ニ關スル件（勅令第一三八號）

酒稅法施行規則中改正（勅令第一四九號）

公布

沙市對岸彌陀寺方面に於て十八日迄に十二隻合計二十萬四千トン及驅逐艦一隻を擊沈するの大戰果を上げた又東部戰線に於て赤軍飛行機六十三臺を擊墜破した。

蘇淮地區に於ける二月中の綜合戰果次の通りである。

△交戰回數三四、敵遣棄死體八八七、

負傷三四一、捕虜三四、鹵獲品輕機一

小銃三五その他多數

昨年十一月八日のミンヘンにおける

演説以來久しく沈黙を守りてゐたヒットラー總統は三月二十一日獨戰殲將兵記念日に當り、ベルリンのツォイグハウスマーガンにおいて舉行された記念式典に臨み

午後一時（日本時間八時）より特別ラジオ

オ放送をもつて全國民に呼びかけ東部戰線今や安泰は將兵の犠牲と英雄的行爲によりかち得たる處である五十四萬二千の英靈に感謝せざるを得ないと演説を行つた。

### 三月二十二日

特許發明等實施令（勅令第一五九號）公布

情報局發表　日獨伊三國條約に基く混合専門委員會は從來隨時會合し来るるゝこととなり、本二十二日外務大臣官邸に谷外務大臣を議長とし一般委員たる同大臣始めインデルリ伊太利大使、スマーマー獨逸大使、外務省關係諸官の外軍事委員たる帝國陸海軍關係諸官および伊武官等參集、共同の敵に對する日獨伊三國間の協力に關聯する諸重要問題を上程討議し完全なる意見の一一致を見たり。去る九日以來二十日までに收めた江南における綜合戰果を二十二日次の通り發

表した。

敵遺棄死體二千七百八十三、俘虜一千一八六、重輕機五〇三、小銃一二、六九〇、各種彈藥四〇一、〇〇〇、馬匹八千三百六十一、その他各種彈藥莫大

内閣顧問の初會合は三月二十二日午前十時から首相官邸に開催、豊田、大河内

藤原、結城、山下、鈴木の六顧問（郷古顧問缺席）をはじめ東條首相以下賀屋大蔵、嶋田海軍、井野農林、岸商工、寺島遞信、八田鐵道の各閣僚、鈴木企畫院總裁、星野内閣書記官長、森山法制局長官、佐藤陸軍、岡海軍兩軍務局長が參集、ま

た。

長官ベーモ氏以下四名に對し、二十二日左のごとく勳章贈與の御沙汰あらせられた。

畏き邊りでは目下來朝中のビルマ行政

三萬一千八百、主なる鹵獲品各種火砲一八六、重輕機五〇三、小銃一二、六九〇、各種彈藥四〇一、〇〇〇、馬匹八二七、その他兵器特に通信器機、被服等莫大なる數に達してゐる。

畏き邊りでは目下來朝中のビルマ行政

長官ベーモ氏以下四名に對し、二十二日左のごとく勳章贈與の御沙汰あらせられた。

畏き邊りでは目下來朝中のビルマ行政

勳一等旭日大綬章贈與

ビルマ行政府内務長官 モンミヤ

ビルマ行政府財務長官 テーモン

勳三等瑞寶章贈與（各通）

ビルマ防衛軍司令官少將 オンサン

勳三等旭日中綬章贈與  
換、懇談を重ねて散會した。

### 三月二十三日

金屬回収本部官制（勅令第一六九號）

特許發明等實施令施行規則（閣令第六號）

支那派遣軍春季進攻作戰は引續き活潑に展開中であるが二月十二日より三月十五日までの綜合戰果は左の通りである。

畏き邊りでは大東亜戰爭および支那事

變に赫々たる武勳を樹てた勇士ならびに  
英靈に對して行賞の御沙汰あらせられ、

第七回大東亜戰爭死殲者行賞（陸軍第五

回）第五十三回支那事變生存者行賞（陸

軍第四十回）第六十四回支那事變死殲者

行賞（陸軍第四十六回）として二十三日

賞勳局ならびに陸軍省から發表された。

今回恩賞の光榮に浴したものは大東亜戰

爭勃發以來南方あるひは北方の戰線に、

支那大陸に、また北の護り満洲の曠野に

勇戰力闘赫々たる武勳を樹て遂に大東亜

建設の尊い人柱となつた勇士と支那事變

第二次期間（昭和十五年四月二十九日か

ら大東亜戰爭勃發まで）に支那大陸に活

躍し、その後不幸疫癆に斃れた護國の勇

士とある、右のうち金鷄勳章を授賜さ

れたものは六百六名、武功抜群の殊勳甲

は久門有文大佐以下十二名である。また

支那事變勃發以來皇軍に協力して大陸に

活躍し聖戰遂行に貢献した閏邦満洲國、

蒙古自治政府の文武官、滿鐵職員に對し

ても優渥なる恩賞の御沙汰あらせられ、

遺棄死體 約一〇、五〇〇  
俘虜 約二五、三〇〇

られた。

主なる鹵獲品

各種火砲 一八六門

重輕機關銃 五〇三挺

小銃 一二、六九〇挺

各種彈藥 四〇一、〇〇〇發

馬匹 八二七頭

（三）我方の損害

戰死 一九二名

日間行はる靖國神社に合祀される純忠

の英靈は満洲事變、支那事變關係の戦歿

者で昭和十六年三月末までに戦死、戦傷

死し、あるひは昭和十五年末までに不幸

病に斃れた護國の柱となつた陸、海軍軍人

および軍屬であつて、陸軍側一萬九千六

百八十三柱、海軍側三百四柱、合計一萬

九千九百八十七柱にのぼつてゐる。

政府は現下の決戰段階に對應して飛躍

的戰力増強を期するため、從來の金屬回

收施策をさらに一段と強化する必要ある  
に鑑み今般回収に關する官廳機構の整備

(金屬回収本部官制ならびに特別任用に  
關する勅令等)ならびに回収實施に關す

る第一次の實施方針を二十三日の定例閣  
議に附議決定右勅令は二十四日公布され  
ることとなつた。

わが精銳諸部隊が二月中旬山西省各地で  
収めた綜合戰果左の如し。  
△敵遺棄死體八八(連長一を含む)鹵捕  
虜二一七(大隊長一を含む)鹵獲品、  
輕機一、小銃五二、同彈藥一、四三八、  
拳銃四、自働小銃一、その他多數

獨軍司令部はオリヨール地區の戰果に  
關して廿三日次のとく發表した。

オリヨール地區をめぐる過去八週間の  
激戦において獨軍は赤軍の死傷者十五  
萬六千捕虜一萬五百九十四のほか戰車  
一千六十一臺砲四百八十五門その他多  
數の武器を擊破鹵獲した。また赤軍歩  
兵四個師團、歩兵五個旅團および機甲

六個旅團は殲滅され步兵四十四個師團

歩兵六個旅團機甲十二個旅團および機

甲一個聯隊は大損害を蒙つた。

ビルマ行政府長官バーモ氏は、わが皇

室に敬意を表し奉るため、入京第六日の

二十三日、モンミヤ内務長官、テーモン

財務長官、オンサン防衛軍司令官とともに

に宮中に參内、天皇陛下に謁見仰付けら  
れ、謹んで來朝の御挨拶を言上、畏くも

陛下にはバーモ氏に對し、新生ビルマの

指導者としての勞を犒はせられて優渥な

御言葉を賜うたと承はる。

天皇陛下には二十三日、第一線に赫々

たる武勳を樹てゝこのほど晴の歸還をし

た柳本榮喜陸軍中佐、島田豐作陸軍少佐

神戸政次陸軍大尉三將校に對し、感狀被

授與者御優遇の恩召をもつて、特に拜謁

仰付けられ、祝酒を賜うて厚くその勞を

犒はせられた。

### 三月二十四日

市制町村制施行令中改正(勅令第一八一

號)日本證券取引所法施行令(勅令第一  
八二號)公布

號)日本證券取引所法施行令(勅令第一  
八二號)公布

總統大本營は獨潛水艦隊が過去數日間

に米國からジブラルタル港および地中海

に向ふ反樞軸護送船團を大舉襲襲商船十

五隻計七萬三千トンを擊沈した旨二十四

日發表した。

陸軍省發表 北支山東省にて行はれた

る第二次魯南剿共作戦において武功拔群

なりし中村少尉以下十六名並に奥村少尉

他一名に對し夫々軍司令官より感狀を授

與せられ、今般畏くも上間に達せられた

り。

### 三月二十五日

爲替交易調整特別會計設置費及爲替交易

調整法(法律第八四號)有價證券取引委

員會官制(勅令第一八六號)内務省土木

出張所處務規程改正(内務省訓令第四號)

履物用表最高販賣價格指定(商工省告示第

示第二四七號)竹皮製履物表及竹皮製中

八六二號中改正(商工省告示第二四八號)  
工業用革手袋及醫療用革手袋販賣價格指  
定昭和十六年五月告示第四一七號中改正  
(商工省告示第二四九號)公布

臺灣總督府糖業試驗所技師 京都帝國大學教授 沼田 大學  
工業試驗所技師 岡出 幸生

工業試驗所技師 篠崎英之助

工業試驗所技師 藤井 正雄

內務書記官 重成 格

任陸軍司政長官

大本營發表 帝國陸軍航空部隊は三月  
二十三日拂曉印度東南部チツタゴン附近  
の敵飛行場を奇襲し地上にありし四機を  
炎上せしめ十一機を擊破したる後全機無  
事歸還せり

東條内閣總理大臣は議會最終日の三月  
二十五日兩院に於て特に發言を求める内外  
諸情勢に關し報告演説を行つた其の要旨

は(一)新ビルマ國がその創意と責任に  
おいて速かに完全なる獨立國の實を具へ  
戰爭完遂に即應する態勢を整備すること  
と

(一)新ビルマ國の構成についてはシャ  
ン、カレンニを除く全ビルマを包含し、  
領内諸民族を協和的に抱擁すること(一)  
國政の運営は強力簡素なものとし經濟上  
にも大東亜經濟建設の一環として激刺た  
る振興を期すること等の諸點を帝國とし  
て期待切望したこと等を表明した。尙重慶

つゝあるを賞讃し又米英不一致を暴露し  
て内外情勢は我に有利なるも徒らに樂觀  
を許さずと國民の決意を新にしなければ  
ならぬと云ふにあつた。

三月二十六日

特殊財產資金特別會計法(法律第八六號)  
特殊財產取扱令(勅令第二〇二條)農機  
具最高販賣價格指定期定昭和十七年五月告示  
第二八〇號中改正(農林省告示第一三〇  
號)公布

第八十一通常議會は二十五日をもつて  
會期を終了、二十六日貴族院において閉  
院式が舉行せられた。此日 天皇陛下に  
は臨御あらせられず東條内閣總理大臣勅  
語を奉讀せらる。

勅語

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕本日ヲ以テ帝國議會ニ閉會フ命シ併  
セテ卿等克ク朕カ意ヲ體シ協贊ノ任ヲ  
竭セルノ勞ヲ嘉獎ス

日ソ漁業暫定協定成立に關する情報局  
發表 日ソ漁業條約締結に關する交渉は  
昨年も行はれたるが年末までに交渉成立

するに至らざりしを以て十二月以來現行  
漁業條約の效力を本年末迄延長せしむる  
暫定取極締方話合中なりし處今回妥結  
に達し、三月二十五日クイブイシェフ市  
に於て佐藤大使とロゾフスキー外務人民  
委員代理との間に右暫定取極の署名を了  
せり。

總統大本營發表 ドイツ驅潛艇隊は地  
中海において英國潛水艦五隻を擊沈し

た。

三月二十六日

會期を終了、二十六日貴族院において閉  
院式が舉行せられた。此日 天皇陛下に  
は臨御あらせられず東條内閣總理大臣勅  
語を奉讀せらる。

勅語

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕本日ヲ以テ帝國議會ニ閉會フ命シ併  
セテ卿等克ク朕カ意ヲ體シ協贊ノ任ヲ  
竭セルノ勞ヲ嘉獎ス